

令和元年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第111号

令和元年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年8月19日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和元年9月4日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

平成30年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
03 民生費	02 児童福祉費	児童館・学童クラブ管理経費(平成29年度は児童館等管理経費)((仮称)東落合小学童クラブ建設工事)	29	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				38,800,000	23,916,000	11,900,000	0	2,984,000	35,600,000	24,714,000	7,200,000	0	3,686,000	3,200,000	△ 798,000	4,700,000	0	0	△ 702,000
			30	50,688,000	37,204,000	0	0	13,484,000	53,887,720	49,204,000	0	0	4,683,720	△ 3,199,720	△ 12,000,000	0	0	0	8,800,280
	計	89,488,000	61,120,000	11,900,000	0	16,468,000	89,487,720	73,918,000	7,200,000	0	8,369,720	280	△ 12,798,000	4,700,000	0	0	8,098,280		
08 土木費	03 都市計画費	公園整備事業(多摩東公園改修工事基本・実施設計業務委託料)	29	6,351,000	0	0	0	6,351,000	6,300,000	0	0	0	6,300,000	51,000	0	0	0	0	51,000
				14,868,000	0	0	0	14,868,000	14,868,000	0	0	0	14,868,000	0	0	0	0	0	0
			計	21,219,000	0	0	0	21,219,000	21,168,000	0	0	0	21,168,000	51,000	0	0	0	0	51,000
10 教育費	06 保健体育費	武道館及び陸上競技場管理運営経費(武道館及び陸上競技場改修工事基本・実施設計業務委託料)	29	17,500,000	0	0	17,000,000	500,000	17,500,000	0	0	0	17,500,000	0	0	0	17,000,000	0	△ 17,000,000
				42,616,000	0	0	0	42,616,000	42,615,608	38,000,000	0	0	4,615,608	392	△ 38,000,000	0	0	0	38,000,392
			計	60,116,000	0	0	17,000,000	43,116,000	60,115,608	38,000,000	0	0	22,115,608	392	△ 38,000,000	0	17,000,000	0	21,000,392

令和元年9月4日 提出

多摩市長 阿部 裕行



報告第7号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により算定した平成30年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和元年9月4日

多摩市長 阿部裕行

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.81)	— (16.81)	0.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。



報告第 8 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した平成 30 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和元年 9 月 4 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,337,279 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。





## 第 89 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

### 提案理由

人権擁護委員の候補者として、小山貞子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
小山 貞子	多摩市	



## 第90号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年9月4日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

人権擁護委員の候補者として、筒井美代子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

### 記

氏名	住所	生年月日
筒井 美代子	多摩市	



## 第 9 1 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

人権擁護委員の候補者として、松尾慈子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
松尾 慈子	多摩市	



## 第 9 2 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

人権擁護委員の候補者として、宮本欣一氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
宮本 欣一	多摩市	





### 第 9 3 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

#### 記

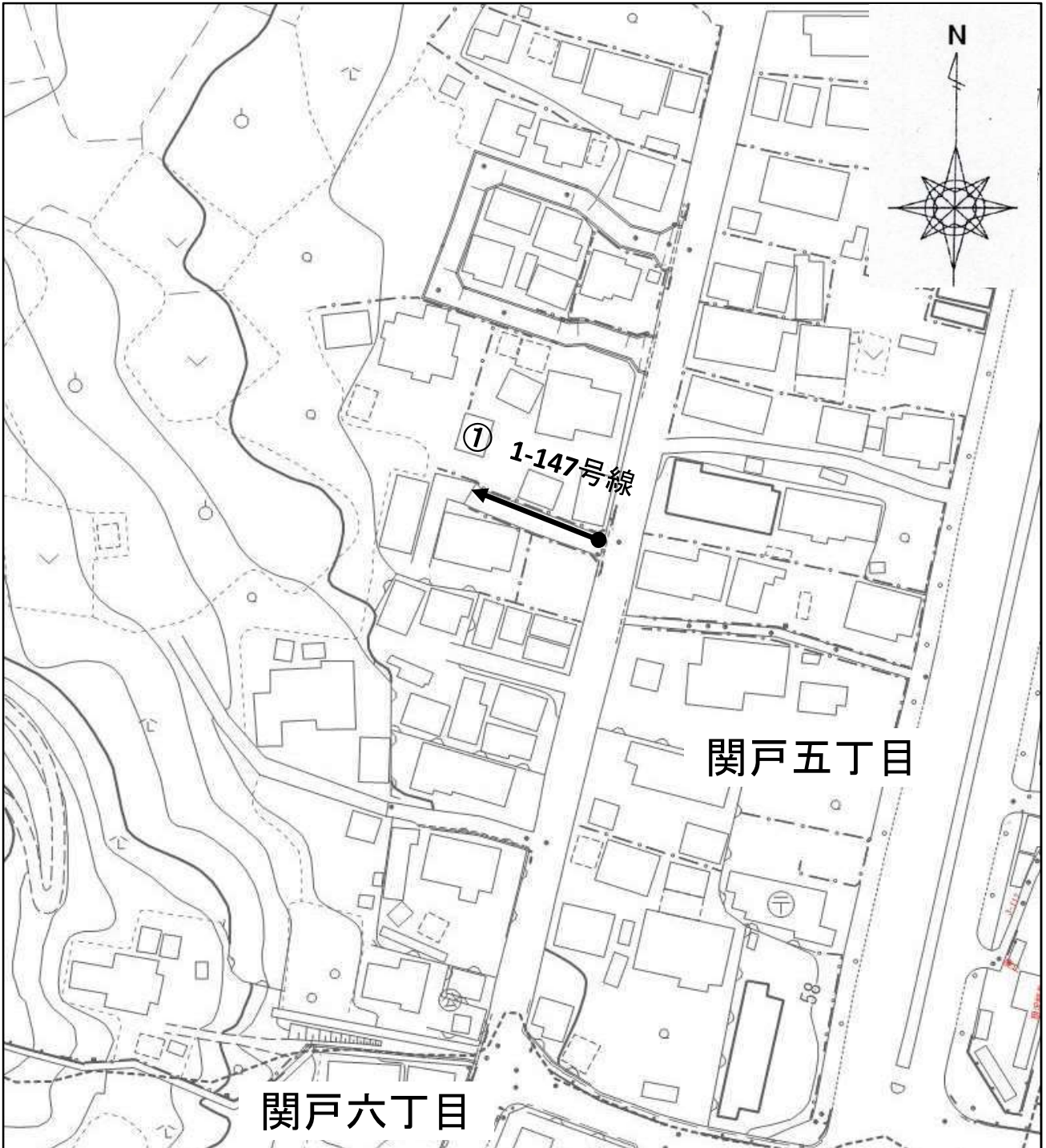
#### 廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
		起 点	終 点	
1	1 - 1 4 7 号線	起 点	関戸五丁目 3 4 番 1 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸五丁目 3 4 番 7 地先	
2	1 - 1 0 0 1 号線	起 点	関戸二丁目 3 1 番 9 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸二丁目 3 0 番 1 5 地先	

# 令和元年度第1ブロック廃止路線図

案内図

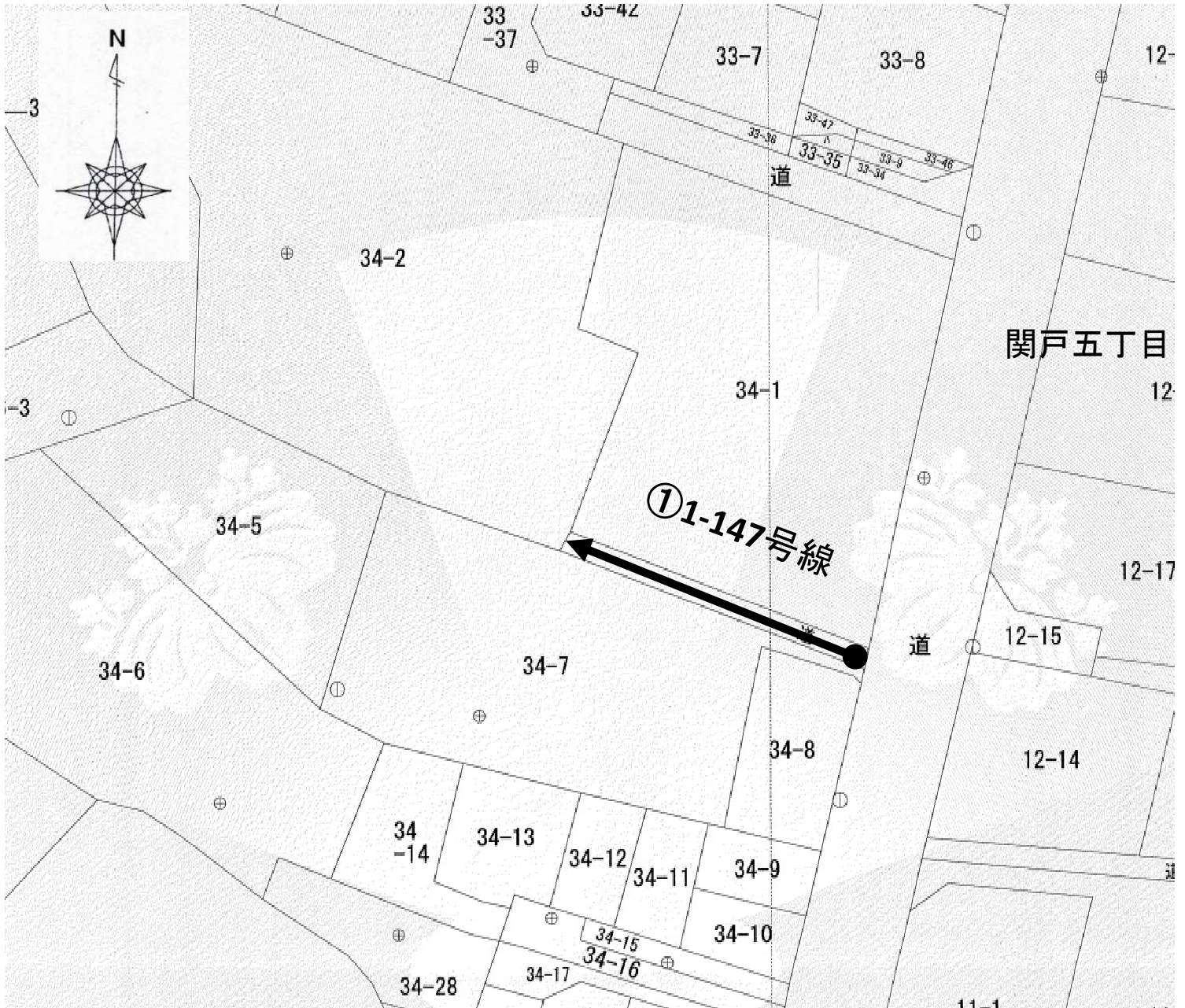
① 1-147号線



凡例	
起点	●——
終点	——→

廃止路線土地所在図

① 1-147 号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	
終点	



# 令和元年度第1ブロック廃止路線図

## 案内図

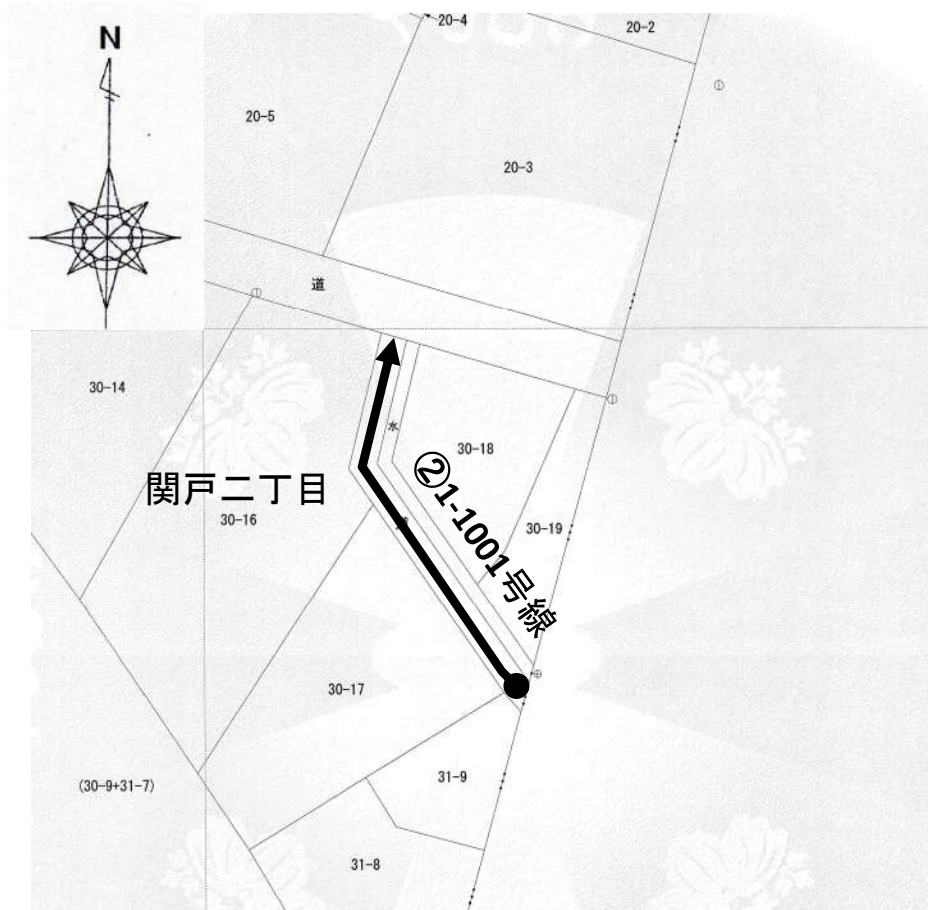
### ② 1-1001号線



凡例	
起点	●
終点	→

# 廃止路線土地所在図

## ② 1-1001号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	——→



## 第 9 4 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項に次の 2 号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

(7) 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 6 の項に次の 1 号を加える。

(8) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 8 の項第 1 5 号中「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給以外の保健指導等に関する情報」を「保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する情報」に改め、同項第 2 1 号中「（平成 2 4 年法律第 6 5 号）」を削り、「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(29) 災害対策基本法による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの

(30) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の12の項に次の1号を加える。

(8) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の15の項に次の1号を加える。

(3) 災害対策基本法による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の20の項中「又は費用の徴収」を「、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同表23の項第15号中「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給以外の保健指導等に関する情報」を「保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する情報」に改め、同項第21号中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改め、同項に次の2号を加える。

(30) 災害対策基本法による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの

(31) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の27の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利

「  
用給付の支給又は」に、  

生活保護法に準じた外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
-----------------------------------

を  
」

- |  |
|--|
| (1) 生活保護法に準じた外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの    |
| (2) 災害対策基本法による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの |

に改める。



別表第4の4の項第20号中「保健指導等に関する情報」を「保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する情報」に改め、同項第28号中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改め、同項に次の2号を加える。

(37) 災害対策基本法による罹災証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの

(38) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 9 5 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、恒常的かつ定型的な業務であつて、当該各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 専門スタッフ 専門的知見に基づく業務
- (2) 補助スタッフ 常勤職員が行う業務の補助的な業務

(職種)

第 3 条 会計年度任用職員の職種は、別表のとおりとする。

(任用期間)

第 4 条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 前項の任期は、前項の期間の範囲内において、規則で定めるところにより更新することができる。

(勤務時間)

第 5 条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間当たり 3 0 時間以内、1 日当たり 7 時間 3 0 分以内とする。

2 前項の勤務時間の割り振りは、規則で定める。

(超過勤務)

第 6 条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年

度任用職員に対し、前条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務すること（以下「超過勤務」という。）を命ずることができる。

（年次有給休暇）

第7条 任命権者は、会計年度任用職員に、20日を超えない範囲内で、規則で定めるところにより年次有給休暇を与える。ただし、任用期間が6月に満たない会計年度任用職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項に定めるところによる。

（病気休暇）

第8条 任命権者は、会計年度任用職員（任用期間が6月に満たない者を除く。）が、疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を承認することができる。

（特別休暇）

第9条 任命権者は、会計年度任用職員が、特別の事由により勤務しないことが相当である場合に、次に掲げる特別休暇を承認することができる。

- (1) 公民権行使等休暇
- (2) 妊娠出産休暇
- (3) 母子保健健診休暇
- (4) 妊婦通勤時間
- (5) 妊娠症状対応休暇
- (6) 育児時間
- (7) 子の看護休暇（任用期間が6月以上の会計年度任用職員に限る。）
- (8) 生理休暇
- (9) 慶弔休暇（報酬が月額又は時間で支払われる会計年度任用職員に限る。）
- (10) ドナー休暇
- (11) 交通しゃ断等休暇
- (12) 夏季休暇（任用期間が6月以上で、報酬が月額又は時間で支払われる会計年度任用職員に限る。）
- (13) 短期の介護休暇（任用期間が6月以上の会計年度任用職員に限る。）
- (14) 就職活動休暇（チャレンジ雇用職員に限る。）

（介護休暇）

第10条 任命権者は、会計年度任用職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場

合に、介護休暇を承認するものとする。

(介護時間)

第11条 任命権者は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認するものとする。

(育児休業の承認)

第12条 会計年度任用職員は、任命権者の承認を受けて、当該会計年度任用職員の1歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。

2 育児休業の承認を受けようとする会計年度任用職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(再度の育児休業ができる特別の事情)

第13条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、既にした育児休業に係る子について、再度の育児休業をすることができない。

(1) 既にした育児休業が、子の出生の日から起算して57日までの間に、当該子についてした最初の育児休業であったとき。

(2) 会計年度任用職員が第16条第1項第1号に該当することにより既にした育児休業の承認が効力を失い、又は同条第2項第3号に該当することにより既にした育児休業の承認が取り消された後に、同条第1項第1号の妊娠出産休暇若しくは出産に係る子又は同条第2項第3号の育児休業の承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により会計年度任用職員と別居することとなったとき。

(3) 第16条第2項第1号に該当することにより既にした育児休業の承認が取り消された後に、取り消された育児休業に係る子を養育することができる状態に回復したとき。

(4) 既にした育児休業の請求の際、育児休業等により子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合において、当該請求に係る育児休業を終了した後、3月以上の期間を経過したとき（この号に該当することにより当該子について既に再度の育児休業をしたことがある場合を除く。）。

(5) 会計年度任用職員について、配偶者の負傷又は疾病による入院、配偶者との別居その他の既にした育児休業の終了時に予測することができなかつ

た事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなったとき。

(6) 承認しようとする育児休業が、次条第2項の規定によるものであるとき。  
(育児休業期間の特例)

第14条 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が当該子の1歳到達日以前のいずれかの日において、当該子を養育するために、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律により育児休業をしている場合は、会計年度任用職員が当該配偶者の育児休業の初日から当該子の1歳到達日の翌日までの間に育児休業を開始しようとするときに限り、第12条第1項中「1歳に満たない子」とあるのは、「1歳2か月に満たない子」と読み替えるものとする。この場合において、育児休業をすることができる期間は、当該子の出生日後の妊娠出産休暇の期間を含め、1年を超えない範囲内とする。

2 任命権者は、第12条の規定により育児休業を承認した会計年度任用職員の当該育児休業に係る子について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「育児休業令」という。）第6条各号に定める場合と同等と認められる場合において当該会計年度任用職員が申し出たときは、当該子が1歳6か月に達するまでの期間の範囲内で育児休業を承認するものとする。この場合における育児休業開始日は、既に承認した育児休業が終了する日の翌日とする。

3 任命権者は、前項の規定により育児休業を承認した会計年度任用職員の当該育児休業に係る子について、育児休業令第6条各号に定める場合と同等と認められる場合において当該会計年度任用職員が申し出たときは、当該子が2歳に達するまでの期間の範囲内で育児休業を承認するものとする。この場合における育児休業開始日は、既に承認した育児休業が終了する日の翌日とする。

(育児休業期間の延長)

第15条 育児休業をしている会計年度任用職員は、任命権者に対し当該育児休業の期間の延長を1回に限り請求することができる。ただし、当該会計年度任用職員について、配偶者の負傷又は疾病による入院、配偶者との別居その他の当該育児休業の期間の延長請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度育児休業の期間の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなった場合は、当該育児休業の期間の延長を再度請求することができる。

(育児休業の承認の失効等)

第16条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その効力を失う。

- (1) 第9条第2号の妊娠出産休暇を始め、又は出産したとき。
- (2) 当該育児休業に係る子が死亡し、又は会計年度任用職員の子でなくなったとき。

2 任命権者は、育児休業をしている会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該育児休業の承認を取り消す。

- (1) 会計年度任用職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるとき。
- (2) 当該育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- (3) 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認を受けるとき。

(部分休業の承認)

第17条 任命権者は、会計年度任用職員がその3歳に達するまでの子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）を承認することができる。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

3 第9条第6号の育児時間又は第11条第1項の介護時間を承認している会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(報酬)

第18条 会計年度任用職員の報酬は、別表に定める報酬の支給単位（報酬が時間で定められている会計年度任用職員にあつては、勤務した時間数（次に掲げる休暇を承認した時間数を含む。））及び報酬額に基づき支給する。

- (1) 第7条の年次有給休暇
- (2) 第8条の病気休暇（規則で定めるものに限る。）
- (3) 第9条の特別休暇（同条第1号、第6号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げるもののうち、規則で定めるものに限る。）

2 報酬が月額で定められている会計年度任用職員の報酬は、別に定める基準により、1,000円を単位として10,000円を限度に、別表の報酬額に加算することができる。

3 報酬が時間で定められている会計年度任用職員（別表に定める者に限る。）の報酬は、別に定める基準により、10円を単位として100円を限度に、

別表の報酬額に加算することができる。

4 次条から第20条までに規定する1時間当たりの報酬単価は、次の各号の月額又は日額で定める報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で定める報酬 別表に定める報酬額に12を乗じて得た額を1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額

(2) 日額で定める報酬 別表に定める報酬額に1週間の勤務日数を乗じて得た額を1週間の勤務時間数で除して得た額

(報酬の減額等)

第19条 会計年度任用職員が業務に従事しない場合（第10条の介護休暇、第11条の介護時間又は第17条の部分休業の承認を受けて勤務しない場合を含む。）は、前条第1項各号に掲げる休暇を承認した場合を除き、その勤務しない1時間につき、報酬が月額又は日額で定められている会計年度任用職員にあつては1時間当たりの報酬単価に相当する報酬額を、報酬が時間で定められている会計年度任用職員については別表に定める報酬額を、それぞれ減額した報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が月の初日から末日までの期間の全ての勤務時間について業務に従事しない場合は、前条第1項各号に掲げる休暇を承認した場合を除き、報酬を支給しない。

(超過勤務の割増報酬)

第20条 超過勤務を命じられた会計年度任用職員（報酬が月額又は日額で定められている者に限る。以下この条において同じ。）には、超過勤務をした時間に対して、1時間当たりの報酬単価に、次の各号に掲げる超過勤務をした時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

(1) 勤務日における時間 100分の125

(2) 勤務日以外の日における時間 100分の135

2 会計年度任用職員について、超過勤務をした時間が一月について60時間を超えた場合の当該超えた時間に対する報酬は、前項の規定にかかわらず、当該時間に対して、1時間当たりの報酬単価に100分の150を乗じて得た額とする。

3 会計年度任用職員について、超過勤務をした時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合の報酬は、当該時間に対して、1時間当たりの報酬単価に、前2項に定める割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額とする。

(夜間、休日及び深夜勤務の割増報酬)



第21条 次の各号のいずれかの時間に勤務を命じられた会計年度任用職員（報酬が時間で定められている者に限る。以下この条において同じ。）には、当該勤務をした時間に対して、別表に定める報酬額に、次の各号に掲げる勤務した時間の区分に応じて当該各号に定める割合（当該勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該割合に100分の25を加えた割合）を乗じて得た額を報酬として支給する。

- (1) 月曜日から金曜日まで（規則で定める日を除く。）のうち、午前8時30分から午後5時15分まで（多摩市立学校に勤務する会計年度任用職員にあっては、規則で定める時間）を除く時間（第3号に該当する場合を除く。） 100分の125
- (2) 日曜日、土曜日及び規則で定める日における時間（次号に該当する場合を除く。） 100分の125
- (3) 労働基準法第35条第1項の規定により与えられた休日における時間 100分の135  
（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、別表に定める報酬の額を基礎として規則で定める額に多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市条例第5号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の表に掲げる職務の級が1級から3級までのいずれかである職員（再任用職員を除く。）に適用する割合を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 育児休業をしている会計年度任用職員については、規則で定めるところにより期末手当を支給する。

4 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（勤務時間の集計）

第23条 会計年度任用職員の勤務時間数は、月の初日から末日までの期間に係るものを第20条又は第21条に規定する割合ごとに集計するものとし、集計した時間数に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

（報酬の支払方法）

第24条 この条例の規定による報酬は、現金で支払わなければならない。た

だし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 報酬が月額で定められている会計年度任用職員の報酬は、当月分を21日に支給する。ただし、第20条の規定による超過勤務に係る報酬は、翌月21日に支給する。
- 3 報酬が日額又は時間で定められている会計年度任用職員の報酬は、翌月21日に支給する。
- 4 報酬の支給日が日曜日若しくは土曜日又は休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日を報酬の支給日とする。
- 5 新たに報酬が月額で定められている会計年度任用職員となった者に対しては、当該会計年度任用職員となった日から報酬を支給し、その者が退職したときは退職の日まで、死亡したときは死亡した日の属する月まで報酬を支給する。この場合において報酬額は、報酬を支給する月の日数から勤務を命じられた日以外の日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。  
(端数計算)

第25条 第18条第4項に規定する1時間当たりの報酬単価並びに第20条及び第21条に規定する割合により報酬の額を算定する場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(旅費)

第26条 会計年度任用職員が公務により出張したときは、費用弁償として、常勤職員で主事の職層にある者に準じて旅費を支給する。

(通勤費)

第27条 会計年度任用職員が勤務のためその者の住所と勤務場所との間を往復する場合に、その往復に要する運賃等があるときは、費用弁償として通勤費相当分(以下「通勤費」という。)を支給する。

- 2 通勤費は、次に掲げる会計年度任用職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる会計年度任用職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転

車等」という。)を使用することを常例とする会計年度任用職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の会計年度任用職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする会計年度任用職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)

3 通勤費の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる会計年度任用職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額(以下この号において「運賃等相当額」という。)と55,000円のいずれか少ない額。ただし、会計年度任用職員が利用する経路及び方法に変更なく、交通機関等の運賃等の改定により運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、規則で定めるところにより算出した額

(2) 前項第2号に掲げる会計年度任用職員 経済的かつ合理的と認められる最短の経路における自転車等の使用距離に応じ、給与条例第8条の2第2項第2号の表に定める通勤手当の額を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、その者が通勤した回数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額と55,000円のいずれか少ない額(第1号ただし書に該当する場合は、同号ただし書により算出した額)、第1号に定める額又は前号に定める額

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤費の支給については、規則で定める。

(費用弁償の支払方法)

第28条 旅費及び通勤費は、当月分の勤務実績により、翌月の報酬の支給日に支払う。

(控除金)

第29条 会計年度任用職員に報酬を支給する際、その報酬から、次に掲げるもので当該会計年度任用職員が支払うこととされている額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員団体の組合費
- (2) 職員をもって組織する互助又は親睦を目的とした団体のうち、市長が認める団体の定例的な会費及び貸付返還金
- (3) 団体扱いに係る生命保険料、損害保険料及び個人年金共済の掛金
- (4) 職員団体が、その構成員の福利厚生を増進向上を目的として取り扱う労働金庫の預金制度に係る預金、貸付金制度に係る貸付返還金及び損害保険に係る共済掛金
- (5) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金
- (6) 確定拠出年金の掛金

(適用除外)

第30条 第3条から第11条まで及び第17条から前条までの規定は、下水道事業職員には適用しない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(多摩市嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 多摩市嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例（平成24年多摩市条例第41号）
  - (2) 多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例（平成24年多摩市条例第42号）
  - (3) 多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例（平成24年多摩市条例第43号）

別表（第3条、第18条、第19条、第21条、第22条関係）

専門スタッフ

職名	報酬の支給単位	報酬額
再雇用職員	月額	(30時間) 202,000円

出張所等業務補助員	月額	209,100円
創業支援事業推進員（コミュニティマネージャー）	月額	209,100円
消費生活相談員	月額	（24時間） 193,780円
		（18時間） 145,340円
		（12時間） 96,890円
女性センター相談員	月額	（12時間） 83,700円
		（8時間） 55,800円
犯罪被害者等相談支援員	月額	209,040円
看護師（保育園担当）	月額	（30時間） 262,100円
		（24時間） 209,680円
		（16時間） 139,790円
子ども家庭支援ワーカー	月額	（30時間） 262,100円
		（24時間） 209,680円
子育て総合センター主任専門相談員	月額	269,440円
子育て総合センター専門相談員	月額	（30時間） 259,440円
		（24時間） 207,550円
	日額	14,970円
虐待対策コーディネーター	月額	305,000円
児童厚生員 A	月額	（30時間） 209,100円
		（15時間） 104,550円
生活保護相談員	月額	202,000円
生活保護就労促進指導員	月額	197,000円
生活保護資産調査員	月額	202,000円
生活困窮者就労支援員	月額	197,000円
受験生チャレンジ支援貸付事業相談員	月額	209,100円
中国残留邦人等支援・相談員	日額	9,360円
中国残留邦人等自立支援通訳者	日額	9,360円
歯科衛生士	月額	262,100円
国民健康保険税収納推進員	月額	175,100円
国民年金相談員	月額	209,100円
認知症地域支援推進員	月額	262,100円
介護認定調査員	月額	262,100円

障害福祉相談員	月額	261,300円
発達支援担当相談員	月額	259,440円
交通教育指導員 A	月額	190,100円
旧多摩聖蹟記念館専門員	月額	224,100円
文化財専門員	月額	224,100円
地域教育力支援コーディネーター	月額	259,440円
市立図書館奉仕員 A	月額	209,100円
教育指導課専任職員	月額	(24時間) 207,550円
		(12時間) 103,775円
教育センター専任所員	月額	207,550円
主任教育相談員	月額	217,550円
教育相談員	月額	207,550円

備考

- 1 報酬額の欄中括弧内は、1週間当たりの勤務時間数を示す。
- 2 職種ごとの資格要件は、別に定める。

補助スタッフ

職種	第18条第3項の規定による加算	報酬額
事務補助員	対象とする	1,110円
保育補助員		1,210円
保育園障害児等保育補助員		1,490円
保育園調理補助員		1,180円
子育てセンター相談等補助員		1,210円
保健師		2,370円
看護師（健康推進担当）		1,910円
栄養士		1,410円
診療報酬審査事務員		1,510円
交通教育指導員 B		1,660円
文化財調査員 A		1,760円
文化財調査員 B		1,180円
市立図書館奉仕員 B		1,180円
学校図書館司書		1,190円
学校補助用務員		1,260円

チャレンジ雇用職員		985円
短期事務補助員	対象としない	1,018円
軽作業員		1,038円
代替保育士		1,563円
保育士		1,090円
児童厚生員B		1,254円
児童厚生員C		1,182円
検診助手		1,234円
養護教諭		1,439円

備考

- 1 報酬額は、勤務時間1時間当たりの報酬額とする。
- 2 職種ごとの資格要件は、別に定める。





## 第 96 号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年多摩市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 97 号議案

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例

多摩市印鑑条例（昭和 50 年多摩市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項中「市内」を「多摩市の区域内」に、「により」の次に「多摩市が備える住民基本台帳に」を加え、「1 人」を「一人」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 2 項中「記録」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」に改める。

第 8 条第 1 項第 3 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第 7 号中「記録」を「記載」に改め、同条第 2 項中「磁気媒体」を「磁気ディスク」に改める。

第 15 条第 3 号中「市外」を「多摩市の区域外」に改め、同条第 5 号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を、「変更した」の次に「（登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。）」を加え、「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」

に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

## 第 9 8 号議案

多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例

多摩市西永山福祉施設条例（平成 3 0 年多摩市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「福祉施設」を「事業施設」に改め、同条中「掲げる施設」の次に「（以下「事業施設」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（共用施設）

第 3 条の 2 前条の事業施設のほか、地域住民との交流を促進し、及び地域共生社会の実現に資する事業を実施するため、福祉施設に共用施設として多目的室を設ける。

2 多目的室の使用時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までとする。ただし、多摩市長（以下「市長」という。）が特に認める場合は、この限りでない。

3 多目的室の使用料は、無料とする。

4 多目的室を使用できる者は、第 7 条第 1 項の使用者その他第 1 項に規定する事業を実施する者として規則で定めるものとする。

5 多目的室を使用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、多目的室の使用について必要な事項は、規則で定める。

第 4 条第 1 項中「福祉施設」を「事業施設」に改め、同条第 2 項中「多摩市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改める。

第 5 条中「福祉施設」を「事業施設」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「福祉施設」を「事業施設」に改め、同条第 3 項

中「福祉施設の使用を承認する」を「承認」に、「福祉施設」を「事業施設」に改める。

第7条第1項中「福祉施設」を「事業施設」に、「施設の区分」を「事業施設の区分」に改める。

第9条第1項中「福祉施設」を「事業施設」に改める。

第10条の見出し中「使用者」を「使用者等」に改め、同条第2項中「使用者は」を「使用者及び多目的室の使用の承認を受けた者（以下「使用者等」という。）は」に、「使用者と」を「使用者等と」に改める。

第11条第1項中「使用者」を「使用者等」に改め、「第3条」の次に「又は第3条の2」を加え、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改める。

第12条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項並びに第13条中「使用者」を「使用者等」に改める。

第14条（見出しを含む。）、第15条第1項、第16条及び第17条中「福祉施設」を「事業施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

事業施設の区分	面積	使用料
介護保険事業施設	254平方メートル	月額186,400円
第1障害福祉サービス事業施設	118平方メートル	月額104,600円
第2障害福祉サービス事業施設	108平方メートル	月額95,800円
第3障害福祉サービス事業施設	146平方メートル	月額129,500円
第4障害福祉サービス事業施設	146平方メートル	月額129,500円

備考

- 1 事業施設の使用期間に一月に満たない月がある場合における当該月の使用料は、この表に定める使用料を日割によって計算した額（その額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 各事業施設（介護保険事業施設を除く。）の面積及び使用料には、倉庫部分に係る面積及び使用料を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定による使用料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事業施設の使用について適用し、施行日前の福祉施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第6条第2項の規定により使用の承認を受けた期間(以下「承認期間」という。)の初日が施行日前である者に係る施行日の属する月の使用料は、改正前の別表に定める使用料により承認期間の初日から施行日の前日までの日数に応じて日割によって計算した額(その額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)と、改正後の別表に定める使用料により施行日から当該月の末日までの日数に応じて日割によって計算した額を合算した額とする。





第 99 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表（付表を除く。）中「1 人」を「一人」に改め、同表民間保育所補助事業の部延長保育充実費補助金の項第 1 号中「を各月初日の入所児童数で除して得た額に、対象児童数を乗じて得た額（10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同部保育所建築費補助金の項の次に次のように加える。

保育所吹付けアスベスト等対策工事補助金	保育所における吹付けアスベスト等対策工事等に係る事業として市長が認めるものの費用について、子育て支援施設アスベスト等対策工事補助金の交付に係る東京都の定める基準により算出した当該費用に対して市が負担する額
---------------------	--

別表付表を次のように改める。

付表

入所児童一人当たり月額（単位：円）

処遇改善等加算率	施設長の設置又は未設置の別	年齢	利用定員																				
			20人	21～30人	31～40人	41～45人	46～50人	51～59人	60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101～110人	111～120人	121～130人	131～140人	141～149人	150人	151～160人	161～170人	171～190人	191人以上
		零歳	42,100	33,300	35,600	26,900	27,700	17,200	23,800	38,500	30,700	24,700	32,500	28,100	24,500	27,600	24,800	22,300	24,900	27,800	25,400	22,900	22,200
		1歳	52,100	43,300	45,600	36,900	37,600	27,000	33,600	48,100	40,400	34,300	41,900	37,500	33,900	37,300	34,300	31,800	34,400	37,200	34,800	32,300	31,600

12%	設置	2歳	36,700	27,800	30,100	21,500	22,100	11,600	18,100	32,600	24,900	18,800	26,400	22,100	18,500	21,700	18,800	16,400	19,000	21,700	19,400	16,800	16,100
		3歳	32,600	23,800	26,100	17,400	17,900	7,400	14,000	28,300	20,600	14,500	21,900	17,600	14,000	17,200	14,400	11,900	14,500	17,300	14,900	12,300	11,700
		4歳以上	32,100	23,200	25,600	16,900	17,400	6,900	13,400	27,800	20,100	14,000	21,100	17,100	13,500	16,600	13,700	11,100	13,300	16,800	14,400	11,800	11,100
	未設置	零歳	41,600	32,900	33,700	26,500	25,600	17,000	23,600	36,290	24,600	31,200	27,200	24,400	27,000	24,400	22,300	24,200	27,300	25,200	22,800	22,100	
		1歳	51,600	42,900	43,700	36,350	35,260	33,300	46,390	34,300	40,300	37,300	33,300	36,300	33,300	31,300	34,300	36,300	34,300	32,300	31,500		
		2歳	36,200	27,500	28,300	21,190	19,110	17,170	30,240	18,180	25,210	18,180	21,180	18,160	18,180	16,180	18,210	19,190	16,160	16,100			
		3歳	32,100	23,400	24,170	15,150	7,200	13,800	26,190	14,140	20,170	13,130	16,160	14,140	11,140	14,160	14,140	12,110	11,600				
		4歳以上	31,600	22,900	23,160	15,150	6,700	13,130	25,190	13,130	20,160	13,130	15,150	13,130	11,130	13,160	14,140	11,110	11,100				
	9～11%	設置	零歳	41,700	33,000	35,200	26,270	17,170	23,380	30,240	32,270	24,240	32,270	24,240	27,240	24,220	24,240	27,250	22,220	22,000			
			1歳	51,400	42,700	45,300	36,370	26,330	47,400	39,300	41,300	37,300	33,300	36,300	33,300	31,300	33,300	36,300	34,300	31,300			
2歳			36,300	27,600	29,200	21,210	11,110	18,180	32,240	18,180	26,210	18,180	21,180	18,160	18,180	16,180	21,190	19,160	16,000				
3歳			32,200	23,500	25,170	17,170	7,400	13,800	27,200	14,140	21,170	13,130	17,170	14,110	14,140	17,170	14,120	11,500					
4歳以上			31,700	23,000	25,160	17,170	6,900	13,270	19,130	21,160	13,130	16,160	13,130	11,130	13,160	14,140	11,110	11,000					
未設置		零歳	41,200	32,600	33,400	26,250	17,170	23,360	29,240	31,270	24,240	31,270	24,260	24,220	24,240	27,240	24,220	21,900	21,600				
		1歳	50,900	42,400	43,300	34,340	26,330	45,380	33,300	40,300	36,300	33,300	35,300	33,300	31,300	33,300	36,300	34,300	31,100				
		2歳	35,700	27,200	28,200	21,190	11,110	17,800	30,230	18,180	25,210	18,180	20,180	16,180	18,210	18,160	18,210	18,160	15,900				
		3歳	31,700	23,200	23,170	15,150	7,200	13,700	26,190	14,140	20,160	13,130	16,160	13,110	14,140	16,160	14,120	11,500					
		4歳以上	31,200	22,600	23,160	15,150	6,700	13,130	25,180	13,130	20,160	13,130	15,150	13,110	13,130	16,160	13,110	10,900					
6～8%	設置	零歳	41,200	32,700	34,500	26,270	17,170	23,370	30,240	31,270	24,240	31,270	24,270	24,210	24,240	27,240	24,220	21,800					
		1歳	50,800	42,200	44,300	36,360	26,320	46,390	33,300	40,300	36,300	32,300	36,300	30,300	33,300	36,300	33,300	31,300					
		2歳	35,900	27,300	29,200	21,210	11,110	17,800	31,240	18,180	25,210	18,180	21,180	16,180	18,210	18,160	18,210	16,150					
		3歳	31,800	23,200	25,170	17,170	7,400	13,700	27,200	14,140	21,170	13,130	16,160	14,110	14,140	16,160	14,120	11,400					
		4歳以上	31,300	22,700	24,160	17,170	6,900	13,270	19,130	20,160	13,130	16,160	13,110	13,130	11,130	13,160	14,140	11,100					
	未設置	零歳	40,700	32,300	33,200	26,250	17,170	23,350	29,200	30,200	27,200	23,200	26,200	24,200	21,200	24,200	26,200	24,200	21,800				
		1歳	50,300	41,800	42,800	35,340	26,300	44,380	33,300	39,300	35,300	32,300	35,300	30,300	33,300	35,300	33,300	31,300					
		2歳	35,400	26,900	27,700	20,190	11,110	17,700	29,230	18,180	24,210	17,170	20,180	16,180	18,210	16,180	18,210	16,150					
		3歳	31,300	22,900	23,160	15,150	7,200	13,500	25,190	14,140	20,160	13,130	16,160	13,110	14,140	16,160	14,120	11,300					
		4歳以上	30,800	22,400	23,160	14,140	6,700	13,130	25,180	13,130	19,160	13,130	15,150	13,100	13,130	15,130	11,100	10,800					
		零歳	40,400	32,100	34,100	26,260	17,170	23,360	29,230	23,300	26,230	23,260	23,210	23,260	24,240	22,210	21,400						

2～5%	設置	1歳	49,400	41,100	43,100	35,000	35,600	25,800	31,900	45,200	38,100	32,400	39,300	35,300	32,000	34,900	32,300	30,000	32,400	35,000	32,800	30,400	29,800
		2歳	35,100	26,700	28,800	20,700	21,300	11,500	17,500	30,900	23,700	18,100	25,000	21,000	17,600	20,600	17,900	15,700	18,100	20,700	18,500	16,100	15,500
		3歳	31,000	22,700	24,800	16,700	17,100	7,300	13,400	26,700	19,500	13,900	20,600	16,500	13,200	16,200	13,500	11,300	13,700	16,300	14,100	11,700	11,100
		4歳以上	30,500	22,200	24,300	16,200	16,600	6,800	12,900	26,200	19,130	13,200	20,160	16,120	15,150	12,120	15,120	10,100	13,130	15,150	13,110	11,200	10,500
	未設置	零歳	39,900	31,700	32,400	25,800	24,800	16,800	22,900	34,280	23,230	29,290	26,230	25,250	23,230	21,210	23,260	24,240	22,220	21,210	21,210	21,210	21,400
		1歳	48,900	40,700	41,400	34,800	33,600	25,600	31,700	43,370	32,320	38,380	34,310	34,310	32,300	30,300	32,340	34,320	30,300	32,340	32,300	30,290	29,800
		2歳	34,600	26,400	27,000	20,500	19,200	11,300	17,400	29,220	18,180	24,240	20,170	20,170	17,150	17,150	15,180	18,200	18,180	16,160	15,150	14,400	15,400
		3歳	30,600	22,400	23,000	16,500	15,100	7,200	13,200	24,180	13,130	19,190	16,130	15,150	13,130	11,110	13,150	13,150	11,110	13,150	13,150	11,110	11,110
	4歳以上	30,000	21,900	22,500	16,000	14,600	6,700	12,700	24,180	13,130	19,190	15,150	12,150	15,120	12,100	13,130	15,150	13,130	11,110	10,100	10,500	10,500	
	加算停止	設置	零歳	39,600	31,500	33,400	25,600	26,300	16,900	22,350	28,280	23,230	30,260	23,230	25,250	23,210	23,260	24,240	21,210	23,260	24,240	21,210	21,210
1歳			48,100	40,000	41,900	34,100	34,600	25,200	31,430	36,360	31,310	38,380	34,310	33,310	31,290	31,330	31,310	29,290	31,330	31,310	29,280	28,900	28,900
2歳			34,300	26,200	28,100	20,300	20,800	11,400	17,300	30,230	17,170	24,240	20,170	20,170	17,150	17,150	15,170	17,200	18,180	15,150	15,150	14,700	15,100
3歳			30,300	22,200	24,100	16,100	16,700	7,300	13,250	19,190	13,130	19,190	16,120	15,150	13,130	10,100	13,150	13,150	11,110	13,150	13,150	11,110	10,800
4歳以上			29,800	21,700	23,600	15,800	16,400	6,800	12,250	18,180	13,130	19,190	15,150	12,150	15,120	12,100	12,150	10,100	12,150	13,130	10,100	10,100	9,200
未設置		零歳	39,100	31,200	31,700	25,400	24,700	16,700	22,340	28,280	23,230	29,250	23,230	25,250	23,210	23,250	23,210	21,230	25,250	23,210	21,210	21,210	21,000
		1歳	47,600	39,600	40,900	33,200	32,500	25,300	30,420	36,360	31,310	37,330	33,300	33,300	31,290	31,330	31,310	29,310	33,330	31,310	29,280	28,900	28,900
		2歳	33,800	25,800	26,400	20,100	18,900	11,200	17,280	22,220	17,170	23,230	19,170	19,190	17,150	17,150	15,170	17,200	19,190	17,170	15,150	15,150	14,700
		3歳	29,800	21,900	22,500	16,100	14,800	7,200	13,240	18,180	13,130	18,180	15,150	12,150	15,120	12,100	13,130	15,150	13,130	11,110	10,100	10,100	9,200
		4歳以上	29,300	21,400	21,900	15,600	14,300	6,600	12,230	17,170	12,120	18,180	15,150	12,150	14,140	12,100	12,150	10,100	12,150	14,140	12,100	10,100	9,200

備考 施設長の設置又は未設置の別は、補助金の交付を受ける年度において国の定める基準により市長が施設ごとに認定するところにより適用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表付表の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表民間保育所補助事業の部延長保育充実費補助金の項及び保育所吹付けアスベスト等対策工事補助金の項の規定は、平成31年4月1日から適用する。



第100号議案

多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例

(多摩市立保育所条例の一部改正)

第1条 多摩市立保育所条例(昭和46年多摩市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4号及び第5号中「1月」を「一月」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条中「別表第2及び別表第3に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保育を受けた年度の初日の前日において3歳に達していない子どもの保育に係る利用者負担額 別表第2又は別表第3に定める額
- (2) 保育を受けた年度の初日の前日において3歳に達している子どもの保育に係る利用者負担額 零

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表(保育標準時間)

各月初日に在籍している子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 単位:円					
		零歳児			1・2歳児		
階層 区分	定義	第1子	第2子	第3子以 降	第1子	第2子	第3子以 降
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	0	0	0	0	0	0

	邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯							
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,500	1,250	0	2,000	1,000	0	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,200	1,600	0	2,500	1,250	0	0
C 3	” 24,300円以上 48,600円未満	4,000	2,000	0	3,000	1,500	0	0
D 1	” 48,600円以上 60,700円未満	7,900	3,950	0	5,800	2,900	0	0
D 2	” 60,700円以上 72,800円未満	10,000	5,000	0	8,000	4,000	0	0
D 3	” 72,800円以上 84,900円未満	13,000	6,500	0	11,000	5,500	0	0
D 4	” 84,900円以上 97,000円未満	15,300	7,650	0	13,100	6,550	0	0
D 5	” 97,000円以上 115,000円未満	19,800	9,900	0	17,300	8,650	0	0
D 6	” 115,000円以上 133,000円未満	24,000	12,000	0	21,200	10,600	0	0
D 7	” 133,000円以上 151,000円未満	27,900	13,950	0	24,800	12,400	0	0
D 8	” 151,000円以上 169,000円未満	31,500	15,750	0	27,800	13,900	0	0
D 9	” 169,000円以上 187,000円未満	34,200	17,100	0	30,000	15,000	0	0
D 10	” 187,000円以上 206,000円未満	36,900	18,450	0	32,200	16,100	0	0
D 11	” 206,000円以上 225,000円未満	39,600	19,800	0	34,400	17,200	0	0
D 12	” 225,000円以上 244,000円未満	42,300	21,150	0	36,600	18,300	0	0
D 13	” 244,000円以上 263,000円未満	45,000	22,500	0	38,800	19,400	0	0
D 14	” 263,000円以上 282,000円未満	47,700	23,850	0	41,000	20,500	0	0
D 15	” 282,000円以上 301,000円未満	50,400	25,200	0	43,200	21,600	0	0
D 16	” 301,000円以上 333,000円未満	52,600	26,300	0	45,300	22,650	0	0
D 17	” 333,000円以上 365,000円未満	54,800	27,400	0	47,400	23,700	0	0
D 18	” 365,000円以上 397,000円未満	57,000	28,500	0	49,500	24,750	0	0

D19	〃	397,000円以上	59,500	29,750	0	51,500	25,750	0
-----	---	------------	--------	--------	---	--------	--------	---

備考

- 1 この表のB階層における「市町村民税非課税世帯」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。以下この表及び次表において「市町村民税」という。）の非課税世帯をいう。
- 2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、市町村民税に係る均等割の額をいう。
- 3 この表のC1からD19までの階層における「所得割の額」とは、市町村民税に係る所得割の額をいう。ただし、この所得割の額は、地方税法第314条の7に規定する寄附金税額控除、同法第314条の8に規定する外国税額控除、同法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、同法附則第5条第3項に規定する配当所得の控除、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとするほか、国の定める方法によって計算された額をいう。
- 4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 零歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達していない子どもをいう。
  - (2) 1・2歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達しており、かつ、3歳に達していない子どもをいう。
- 5 各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分については、規則で定めるところにより認定する。
- 6 規則で定める施設に入所し、又は在籍している子どもが同一世帯に二人以上いる場合は、次の表についても適用する。

区分	最年長の子ども (一人目)	二人目の子ども	3人目以降の子ども
子どもが同一世帯に二人いる場合	第1子	第2子	—
子どもが同一世帯に3人以上いる場合	第1子	第2子	第3子以降

別表第3（第6条関係）

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子どもの	利用者負担額（月額）	単位：円
-----------------	------------	------

属する世帯の階層区分		零歳児			1・2歳児		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	1,200	0	1,900	950	0
C2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,100	1,550	0	2,400	1,200	0
C3	24,300円以上 48,600円未満	3,900	1,950	0	2,900	1,450	0
D1	48,600円以上 60,700円未満	7,700	3,850	0	5,700	2,850	0
D2	60,700円以上 72,800円未満	9,800	4,900	0	7,800	3,900	0
D3	72,800円以上 84,900円未満	12,700	6,350	0	10,800	5,400	0
D4	84,900円以上 97,000円未満	15,000	7,500	0	12,800	6,400	0
D5	97,000円以上 115,000円未満	19,400	9,700	0	17,000	8,500	0
D6	115,000円以上 133,000円未満	23,500	11,750	0	20,800	10,400	0
D7	133,000円以上 151,000円未満	27,400	13,700	0	24,300	12,150	0
D8	151,000円以上 169,000円未満	30,900	15,450	0	27,300	13,650	0
D9	169,000円以上 187,000円未満	33,600	16,800	0	29,400	14,700	0
D10	187,000円以上 206,000円未満	36,200	18,100	0	31,600	15,800	0
D11	206,000円以上 225,000円未満	38,900	19,450	0	33,800	16,900	0
D12	225,000円以上 244,000円未満	41,500	20,750	0	35,900	17,950	0
D13	244,000円以上 263,000円未満	44,200	22,100	0	38,100	19,050	0
D14	263,000円以上 282,000円未満	46,800	23,400	0	40,300	20,150	0
D15	282,000円以上 301,000円未満	49,500	24,750	0	42,400	21,200	0



D16	〃	301,000円以上 333,000円未満	51,700	25,850	0	44,500	22,250	0
D17	〃	333,000円以上 365,000円未満	53,800	26,900	0	46,500	23,250	0
D18	〃	365,000円以上 397,000円未満	56,000	28,000	0	48,600	24,300	0
D19	〃	397,000円以上	58,400	29,200	0	50,600	25,300	0

備考

- 1 この表のB階層における「市町村民税非課税世帯」とは、市町村民税の非課税世帯をいう。
- 2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、市町村民税に係る均等割の額をいう。
- 3 この表のC1からD19までの階層における「所得割の額」とは、市町村民税に係る所得割の額をいう。ただし、この所得割の額は、地方税法第314条の7に規定する寄附金税額控除、同法第314条の8に規定する外国税額控除、同法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、同法附則第5条第3項に規定する配当所得の控除、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとするほか、国の定める方法によって計算された額をいう。
- 4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 零歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達していない子どもをいう。
  - (2) 1・2歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達しており、かつ、3歳に達していない子どもをいう。
- 5 各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分については、規則で定めるところにより認定する。
- 6 規則で定める施設に入所し、又は在籍している子どもが同一世帯に二人以上いる場合は、次の表についても適用する。

区分	最年長の子ども (一人目)	二人目の子ども	3人目以降の子ども
子どもが同一世帯に二人いる場合	第1子	第2子	—
子どもが同一世帯に3人以上いる場合	第1子	第2子	第3子以降

(多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年多摩市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第6号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第17号を同項第22号とし、同項第12号から同項第16号までを5号ずつ繰り下げ、同項第11号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同項第16号とし、同項第10号を同項第15号とし、同項第9号を同項第14号とし、同項第8号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同項第13号とし、同項第7号を同項第12号とし、同項第6号の次に次の5号を加える。

- (7) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (8) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (9) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (10) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (11) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用の申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育

・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項及び第4項

各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同条第11号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第21条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を

「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定

子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員の数が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行

に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定



地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同条第11号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」

を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地

域型保育給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「第13条第2項」を「同条第2項」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改め、「、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と」を削り、「第13条第3項」を「同条第3項」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

（多摩市保育の実施に関する条例の一部改正）

第3条 多摩市保育の実施に関する条例（平成26年多摩市条例第40号）の

一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号若しくは第3号又は第30条の4第2号若しくは第3号に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）に係る保育の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「及び支援法」を削る。

第3条中「支援法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）」を「小学校就学前子ども」に改め、同条第1号中「1月」を「一月」に改め、同条第11号中「又は」を「若しくは」に改め、「特定地域型保育事業」の次に「又は特定子ども・子育て支援施設等（市長が別に定めるものを除く。）」を加える。

(多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部改正)

第4条 多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例（平成26年多摩市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号中「1月」を「一月」に改める。

第4条中「別表第1、別表第2及び別表第3」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定教育・保育施設で行われる教育に係る利用者負担額 零
- (2) 特定教育・保育施設で行われる保育（保育を受けた年度の初日の前日において3歳に達していない子どもに係る保育に限る。）に係る利用者負担額 別表第1又は別表第2に定める額
- (3) 特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額（前号に掲げるものを除く。） 零

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額） 単位：円					
階層区分	定義	零歳児			1・2歳児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,500	1,250	0	2,000	1,000	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,200	1,600	0	2,500	1,250	0
C 3	〃 24,300円以上 48,600円未満	4,000	2,000	0	3,000	1,500	0
D 1	〃 48,600円以上 60,700円未満	7,900	3,950	0	5,800	2,900	0
D 2	〃 60,700円以上 72,800円未満	10,000	5,000	0	8,000	4,000	0
D 3	〃 72,800円以上 84,900円未満	13,000	6,500	0	11,000	5,500	0
D 4	〃 84,900円以上 97,000円未満	15,300	7,650	0	13,100	6,550	0
D 5	〃 97,000円以上 115,000円未満	19,800	9,900	0	17,300	8,650	0
D 6	〃 115,000円以上 133,000円未満	24,000	12,000	0	21,200	10,600	0
D 7	〃 133,000円以上 151,000円未満	27,900	13,950	0	24,800	12,400	0
D 8	〃 151,000円以上 169,000円未満	31,500	15,750	0	27,800	13,900	0
D 9	〃 169,000円以上 187,000円未満	34,200	17,100	0	30,000	15,000	0
D 10	〃 187,000円以上 206,000円未満	36,900	18,450	0	32,200	16,100	0
D 11	〃 206,000円以上 225,000円未満	39,600	19,800	0	34,400	17,200	0
D 12	〃 225,000円以上 244,000円未満	42,300	21,150	0	36,600	18,300	0
D 13	〃 244,000円以上 263,000円未満	45,000	22,500	0	38,800	19,400	0
D 14	〃 263,000円以上 282,000円未満	47,700	23,850	0	41,000	20,500	0
D 15	〃 282,000円以上 301,000円未満	50,400	25,200	0	43,200	21,600	0
D 16	〃 301,000円以上 333,000円未満	52,600	26,300	0	45,300	22,650	0

D17	〃	333,000円以上 365,000円未満	54,800	27,400	0	47,400	23,700	0
D18	〃	365,000円以上 397,000円未満	57,000	28,500	0	49,500	24,750	0
D19	〃	397,000円以上	59,500	29,750	0	51,500	25,750	0

備考

- 1 この表のB階層における「市町村民税非課税世帯」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）の非課税世帯をいう。
- 2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、市町村民税に係る均等割の額をいう。
- 3 この表のC1からD19までの階層における「所得割の額」とは、市町村民税に係る所得割の額をいう。ただし、この所得割の額は、地方税法第314条の7に規定する寄附金税額控除、同法第314条の8に規定する外国税額控除、同法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、同法附則第5条第3項に規定する配当所得の控除、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとするほか、国の定める方法によって計算された額をいう。
- 4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 零歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達していない子どもをいう。
  - (2) 1・2歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達しており、かつ、3歳に達していない子どもをいう。
- 5 各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分については、規則で定めるところにより認定する。

別表第2（第4条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額） 単位：円					
		零歳児			1・2歳児		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中	0	0	0	0	0	0

A	国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯						
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,400	1,200	0	1,900	950	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	3,100	1,550	0	2,400	1,200	0
C 3	” 24,300円以上 48,600円未満	3,900	1,950	0	2,900	1,450	0
D 1	” 48,600円以上 60,700円未満	7,700	3,850	0	5,700	2,850	0
D 2	” 60,700円以上 72,800円未満	9,800	4,900	0	7,800	3,900	0
D 3	” 72,800円以上 84,900円未満	12,700	6,350	0	10,800	5,400	0
D 4	” 84,900円以上 97,000円未満	15,000	7,500	0	12,800	6,400	0
D 5	” 97,000円以上 115,000円未満	19,400	9,700	0	17,000	8,500	0
D 6	” 115,000円以上 133,000円未満	23,500	11,750	0	20,800	10,400	0
D 7	” 133,000円以上 151,000円未満	27,400	13,700	0	24,300	12,150	0
D 8	” 151,000円以上 169,000円未満	30,900	15,450	0	27,300	13,650	0
D 9	” 169,000円以上 187,000円未満	33,600	16,800	0	29,400	14,700	0
D10	” 187,000円以上 206,000円未満	36,200	18,100	0	31,600	15,800	0
D11	” 206,000円以上 225,000円未満	38,900	19,450	0	33,800	16,900	0
D12	” 225,000円以上 244,000円未満	41,500	20,750	0	35,900	17,950	0
D13	” 244,000円以上 263,000円未満	44,200	22,100	0	38,100	19,050	0
D14	” 263,000円以上 282,000円未満	46,800	23,400	0	40,300	20,150	0
D15	” 282,000円以上 301,000円未満	49,500	24,750	0	42,400	21,200	0
D16	” 301,000円以上 333,000円未満	51,700	25,850	0	44,500	22,250	0
D17	” 333,000円以上 365,000円未満	53,800	26,900	0	46,500	23,250	0
D18	” 365,000円以上 397,000円未満	56,000	28,000	0	48,600	24,300	0

D19	〃	397,000円以上	58,400	29,200	0	50,600	25,300	0
-----	---	------------	--------	--------	---	--------	--------	---

備考

- 1 この表のB階層における「市町村民税非課税世帯」とは、市町村民税の非課税世帯をいう。
- 2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、市町村民税に係る均等割の額をいう。
- 3 この表のC1からD19までの階層における「所得割の額」とは、市町村民税に係る所得割の額をいう。ただし、この所得割の額は、地方税法第314条の7に規定する寄附金税額控除、同法第314条の8に規定する外国税額控除、同法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、同法附則第5条第3項に規定する配当所得の控除、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとするほか、国の定める方法によって計算された額をいう。
- 4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 零歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達していない子どもをいう。
  - (2) 1・2歳児 保育を受けた年度の初日の前日において1歳に達しており、かつ、3歳に達していない子どもをいう。
- 5 各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分については、規則で定めるところにより認定する。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



第101号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月4日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改める。

附則第3条中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。